

平成24年第9回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年9月14日（金曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	関田 正民 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
11番	押本 修 君	17番	東口 正美 君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- (2) (仮称) 東大和市議会基本条例の調査検討

午後 1時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第9回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、参考図書の購入について御報告いたします。

参考図書については、正副委員長におきまして、廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編、「議会改革白書 2012年版」と、江藤俊昭著、「地方議会改革」の2冊を選定し、委員の皆様にご相談の結果、購入し、既に委員にお配りしたところでございます。今後の委員会での議論におきまして、積極的に御活用いただきたいと存じますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、市民に開かれた議会のあり方についての調査検討、及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

初めに、7月8日に開催いたしました中間報告会について、前回の委員会において御希望のありました当日の質疑応答の概要及び参加者アンケートの自由意見を事前に委員の皆様にお配りをしてございますので、それらも踏まえまして、御意見、御感想、反省点などありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（和地仁美君） まとめ、ありがとうございました。アンケートの自由意見と実際の現場での質疑応答、全部目を通させていただいてはいますが、この中の当日参加いただいた方の御意見の中で、この場で検討してもまないと実現できないというものばかりではないなという感想です。特に、今やっているもの、少し工夫すれば、皆さんの御意見が反映できるのではないかとという点では、今回の中間報告の開催についてのポスターは非常に目についたり、いろいろと呼びかけもよかった中で通常の定例会の開催については告知が弱いのではないかと御意見がありましたので、現状どういう状況であるかということを押さえて、さらにそんなに手間がかからなかったり、一工夫すればより告知ができるという点があったら、すぐにでも実現するというのが、このあり方の姿勢に即しているのではないかと思いますので、皆さんにも御意見いただきながら改善できるものはしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議会事務局次長（長島孝夫君） では、今のお話いただきました定例会前の公共施設へのポスター掲示の件で御説明させていただきたいと思っております。

これは、昨年12月に開催いたしました昨年の第4回定例会から始めました。これは、もともと私も住んでおりますのが入間市でございまして、やはり公共施設に目立つポスターがございましたので、議会が始まりますと、そういったものを職場でみんなで議論しまして、やはりじゃ始めましょうということで事務局のほうで考案させていただきまして、当市では昨年の第4回定例会からスタートさせていただきました。2段階に分かれて、ちょっと掲示させていただいているんですが、最終的に日程が議会運営委員会で確定する前の段階で、大体定例会開会2週間前に市内の主な公共施設に定例会中の予定を1枚の大きな、A3判くらいの大きな紙にいたしまして、あるいは同様の電子データを各公共施設にお送りいたしまして出力していただき、できるだけ目のつきやすいところにまず張っていただきます。最終的に議会運営委員会で日程が確定いたしました段階で確定版ということで、今度もう一度お流しいたしまして、一応2回に分けて掲示しているという状況でございます。

また、今後さらにより市民の方に議会の開催状況をわかっているような、何かしらすねえ余り経費のかからない、かつ効果の大きい方法をまたいろいろ考えて、できるだけPRをしていきたいと考えております。

主な掲示してある場所でございますが、主な市内公共施設でございますが、具体的に申し上げますと、市内の公民館、図書館、市民センター、それから保健センター、それから市民体育館等々、主な公共施設に送らせていただきます。データでお送りしているのが、職員がおります施設につきましてはデータをお送りいたしまして、各施設で出力して掲示していただいていると。正規職員がいないところは、やはりパソコンがございませんので、データを送付するということができませんので、紙のものにして交換箱を通じてお送りしまして、掲示していただいていると。できるだけ広く掲示していただけるように工夫しております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 市役所の1階の入り口への掲示は、どういう状況になっていますか。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 今和地委員さんからお話ございましたのが、市民ロビー、市の北側の入り口入りまして、右手のところ市に人口であるとか、世帯数であるとか、掲示してある場所の一角に、これもやはり昨年からのんですが、市議会の日程を張っていただくコーナーを設けていただきました。それは、先ほど申しましたポスターもそこに掲示いたしますし、あとは議会棟の入り口の2階のところですね、喫煙室の前あたりに会議の日程を張っておりますが、それと同じものを今の市民ロビーのところの議会関係の掲示板に張るようにしております。庁舎内では、市民ロビーと議会棟の入り口と2カ所、同様の掲示をしております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） ほかにございますでしょうか。

それでは、ないようございましたら、次のところにかかせていただきます。

次に、前回の委員会におきまして、御指摘のありました市民アンケート調査における勧奨はがきに関する事務執行について、次回の委員会でもう一度確認をさせていただくということにしておりますので、お配りをいたしました資料を事務局から説明をいたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、もう一つの資料でございます。「議会のあり方に関する調査特別委員会・アンケート調査の勧奨はがきについて（経過と説明）」の資料をごらんいただきたいと思えます。

資料の左側が経過でございます。右の部分が説明でございます。上のほうからごらんいただきたいと思えます。

平成23年6月6日に開催されました代表者会議におきまして、議会のあり方に関する調査特別委員会の設置が提案され、了承されました。

次の欄でございます。6月14日の第2回市議会定例会初日の本会議におきまして、調査特別委員会が設置され、その後休憩中に開催されました第1回調査特別委員会におきまして、正副委員長が互選により決定されました。

6月24日でございます。第2回調査特別委員会が開催されました。市民の議会への関心度や要望などを把握するため、市民アンケート調査を実施することが決定されました。

9月6日の欄でございますが、市民アンケート調査の実施が決定されましたことを受け、アンケート調査実施に必要な郵送料などの経費につきまして、9月補正予算で要望し、第3回定例会初日の9月6日に補正予算が議決されました。ただし、この時点では勧奨はがきの発送につきましては想定しておりませんでしたことから、補正予算の中には勧奨はがきに係る予算は計上されておりませんでした。

次の欄でございます。11月7日に開催されました第6回調査特別委員会におきまして、アンケート調査に関するスケジュール（案）について御説明いたしますとともに、9月補正予算の内容につきまして御説明申し上げ

げました。このときに、数名の委員の皆様からアンケートの回収率についての御心配の御意見等々いただきまして、回収率を上げるための工夫について、もう少しいろいろ考えたらどうかというような御意見をいただきました。

その次でございますが、11月下旬にかけて、11月7日の委員会でもいただきました御意見等を受けまして、事務局において市民アンケート調査の回収率向上のための方策について検討いたしました結果、勧奨はがきを実施してはどうかということで考案いたしました。この時点では、勧奨はがきの送付につきまして、委員会で委員の皆様へのお話、御説明等はいたしておりませんでした。この時点で、本来であれば事務局から委員の皆様への勧奨はがきに関する御説明を行うべきでございました。この点は事務局のほうで至らない点でございました。まことに申しわけございませんでした。今後このようなことのないように、気をつけてやってまいりたいと思います。申しわけございませんでした。

次の欄でございます。12月26日でございますが、事務局におきまして、市民アンケート調査実施についての起案を起こしました。この中で、勧奨はがきの送付を盛り込みまして、事務局長、委員長、議長の決裁をいただきました。この起案の中では、今後のスケジュールといたしまして、次のようなスケジュールを起案いたしました。1月10日にあて名ラベル打ち出し、1月12日にアンケート用紙を市内1,000人の方に送付、それから1月24日に勧奨はがきを同様に送付というスケジュールで起案をいたしております。

次でございますが、起案のスケジュールに基づき、本年1月12日にはアンケート用紙1,000通を市民の無作為抽出の方々に送付いたしますとともに、1月24日は勧奨はがき1,000通を送付いたしました。

次に、本年1月30日に開催されました第1回調査特別委員会では、市民アンケート調査に関する経過を報告させていただきました。具体的には、1月12日にアンケート用紙を送付し、1月24日に勧奨はがきを発送いたしましたということで報告をさせていただきました。

2月1日の欄でございますが、勧奨はがきを実施いたしましたことによりまして、議会運営費の郵送料に不足額が見込まれますことから、2月1日付で不足額が見込まれる特別旅費から郵送料へ4万円の事業内流用をいたしました。

なお、勧奨はがきの送付よりも事業内流用が遅くなった理由といたしましては、2月1日にアンケートの返送に係る1月分郵送料が確定いたしますが、その額が確定してから、2月、3月分の郵送料の見込み額をこれに加え、23年度執行予定額を見積もった後に、この執行予定額と予算現額、現在の予算額との差額を流用するという考え方でございましたもので、2月1日付で流用の手続をしたということの流れになっております。

次に、資料の裏面をごらんいただきたいんですが、少し書かせていただいております。

予算流用の手続についてでございます。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時47分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） まことに申しわけございませんでした。資料に不備がございまして申しわけございません。

では、裏面に当たる部分をごらんいただきたいと思います。

裏面に当たる部分につきましては、予算流用の手続についてでございますが、予算流用とはということで、予算化された経費の一部または全部を他の支出費目に充当することで、予算の補正を行わないで、予算執行上の処理として行うもので、公に認められたものでございます。

それから、予算流用の決裁区分についてでございますが、20万円未満の額を流用する場合には、主管部長の決裁を経た後に予算担当部長、つまり企画財政部長までの決裁を行うと。

それから、20万円以上50万円未満の流用を行う場合につきましては、同様に主管部長までの決裁を経た後に予算担当部長の決裁を経て、副市長までの決裁を経て決定するという形です。

また、50万円以上の流用を行う場合につきましては、同様の決裁を経て市長決裁という決裁区分になっております。

説明は以上でございます。

御説明と、もう1点おわびをしなければならない部分がございます。これは、前回7月26日の調査特別委員会の中で、市長部局で行った市民アンケートにおいて、勸奨はがきを実施したというお話を私どものほう、説明も含めてさせていただきましたが、これは私自身の取り違いがございました。まことに申しわけございませんでした。正しくは、東大和市ではなくて、他市で行った市民アンケート調査において、勸奨はがきを実施したことを、当市の市長部局で行ったアンケートと私が取り間違えまして報告してしまいましたことが原因でございます。私の誤った説明が、さまざまな誤解を生んでしまいました。まことに申しわけございませんでした。今後このようなことのないよう、気をつけてまいりたいと思います。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 説明が終わりました。

御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（和地仁美君） 説明、経緯のほうありがとうございます。

この経緯のほうはわかったんですけども、勸奨はがきの文面というか、その内容のほうは確認はすることはできるのでしょうか。と申しますのは、アンケート等は皆さん結構細かいところまでもんで、文言をみんなで調整したという部分もありますので、できましたら文面のほう、勸奨はがきの文面もお示しいただけたらと思うんですが。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 勸奨はがき、今お話ございますが、この経過の説明の中でもございますが、ことしの1月30日の第1回調査特別委員会のときに資料として配付させていただいた経過はございます。もう一度、もしあれでしたら——そういう経過でございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 1時54分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、1月30日の資料でございますけれども、再度勸奨はがきのコピーを今皆様のほうにお配りをさせていただきます。引き続き、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（関野杜成君） 今事務局次長が説明をされていたときに、何か申しわけございませんでしたとか何か

言っていたけど、それというのはだれの責任なのかというのは、もう見えたということですか。これは、こういう時系列を書いたということは。それとも、この裏に書いてある20万円未満が予算担当部長決裁、50万円未満がといろいろ書いてありますけれど、これだから別に委員会に諮らなくても大丈夫なんだという理由の紙ですか、これは。ちょっと、そこを聞かせてください。

○**議会事務局次長（長島孝夫君）** 今関野委員さんから私が先ほど申しわけございませんでしたという、おわびの言葉をさせていただいた部分は、この資料でいきますと11月下旬という表の真ん中の説明欄のところ、私が先ほど皆様にはおわびの言葉を述べさせていただきました。前回の委員会でもいろいろお話しいただきましたが、やはり勧奨はがきの実施に当たりましては、委員会の場で正式に御説明させていただいたのが、1月30日になって初めて勧奨はがきを実施いたしましたということで、事後的に報告させていただいた形が、初めて委員会の場で御説明申し上げましたものでございます。やはり、新たな予算も必要とし、こういったことをやるに当たりましては、あらかじめ委員会の場で皆様に御説明なりさせていただきまして、御了解をいただいた上でやっていくべきであったという点は、非常に事務局としては反省しております。そういった意味で、先ほど申しわけございませんでしたというふうに御説明させていただいたということでございます。

以上でございます。

○**委員（関野杜成君）** これ、前の段階でちょっとお話をさせていただいたのは、だれがこれ決裁したのというような形で話は終わっていると思うんですよ。どなたが決裁をして、最終責任者はだれだったのかということを知っているんですけど、今次長がこれの説明をしているのか、この件に関しての謝罪をしているのかというのが、ちょっとわかりづらい部分があるんですね。なぜなら、この点に関しての謝罪をするということは、次長のミスでこういうことが起きたということなのか、それとも結局最終的には、これ12月26日には事務局長、委員長、議長の決裁を得たというふうにも書いてありますけれど、ここでは委員長だったり、議長の決裁を受けているわけですから、ある意味このはがきについては承認したということになるのではないかと。その点について、逆に次長から今説明だったのか、謝罪だったのか。もし説明であればそれはそれでいいですけども、謝罪だということであるならば、委員長としては次長がミスをしたから、次長の責任というところで落とすのか。もちろん、議長も今いますから、そういう意味ではそこで落としていこうという考えで、今回この経過と説明という文書をつくって出したのか、その点についてお伺いをしています。

○**委員長（中間建二君）** 今の点については、私のほうから申し上げたいと思いますが、前回のときにも関野委員のほうから、だれの責任で勧奨はがきを送ったのかという確認がありましたので、そのときにはあくまでも委員長の責任の範疇ですということは、前回のときにも申し上げていると思います。最終的には委員長の責任です。ただ前回のときに、この事務執行の流れが非常に不透明、わかりづらいということがございましたので、改めて事務局のほうで流れを整理させていただいたということで、この問題について中村副委員長のほうから前回御指摘をいただきましたので、中村副委員長のほうにも御指摘をいただいた趣旨を、よく伺わせていただく中で、事務局とも調整をさせていただいて、どういう時点で決裁等手続をとられたのか、また事務執行が行われたのかということを確認をした上で、きょう御報告をさせていただいたという次第でございます。

この事務執行の中でポイントとしては、この23年9月6日の段階で市民アンケート調査の実施に係る予算を議決をいただいたわけですが、この時点では勧奨はがきの発送を行うということ、事務局としても想定をしていなかったということでございますので、その点について本来的にはスタート、予算を確保する段階で勧奨はがきも想定をしておくということが一番望ましかったわけですが、この点については事務局

も想定していなかったということで、当然私のほうも想定をしていなかったわけでございますので、この点についての流れについては、おわびを申し上げたいと思います。

ただ、その後の前回の御指摘のときにも、だれが勧奨はがきを起案をしたのか、だれが考えたのか、もしくはだれの指示だったのかということで、いろんな形で皆さんのほうから御質問、御質疑がございましたので、その経緯を確認をする中で、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、アンケートを行うという決定をして、具体的にその中身を詰めていく中で、委員会の中でアンケートの回収率が当初は60%という目標も立てましたが、それが確保できるのかどうかということで、いろんな形で委員の皆様から御心配のお声、御意見をいただいたという中で、12月26日の事務局が作成をした起案書の中で、この勧奨はがきを想定をしたものにスケジュールを組んだということで、ですからここで書いてありますように、1月10日に1,000件の抽出をしたあて名ラベルの打ち出し、それから初めてアンケート用紙を送付したのが12日、それに対して、いわゆる返送漏れというか、確認をしていただく意味で、24日に勧奨はがきを発送するというスケジュールを組んだ起案書を事務局が作成をしていただいた中で、当然この起案書でありますので、この起案書には事務局長、委員長、議長の決裁のもとに事務執行が行われたと、こういう流れを御説明をさせていただいたところでございます。

ですから、アンケートそのものを行ったのはこの特別委員会でありまして、特別委員会の委員長は私でありまして、事務執行、だれの責任なのかということについては、委員長だというふうに自覚をしておりますが、いわゆる指示をしたとか、まただれが考えたのかというような形で、前回いろんな形で皆さんのほうから御指摘がございましたので、その点については今流れを事務局とも、よく確認、精査をした上で御報告をさせていただいたということで、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○委員（関野杜成君） 前回のときに、委員長が今のような答弁をすれば、多分今回この話にはなっていないと思っておりますよ。私、ずっと前回のときに、だれがというような形では言っていないつもりです。なぜならば、だれなのかは多分本人がわかっていると思ったので、だれの責任なんですかという言い方で、ずっと私は聞いていたんですけども、今のように委員長から最終的には委員長の決裁だから、委員長としてという言葉が私はあのときあれば、別に次にもう1回こういうふうにするつもりはなかったんですけど、あのときなかったという点が1点。

今回は出てきたので、それはよしとしたとしても、前回に言った内容が、また今回で言っている内容が変わってきているという点、ここの部分がもう1点、正直これ百条委員会でも何でもありませんから、うそを言ったところで罰則にはならないんですけども、やはり一度こういう委員会の場で言ったことを平気で覆すようなことでは、おれは問題なんじゃないかなと思っております。何について言っているかといいますと、きょうもらった経過と説明の中で23年9月6日の説明というところで、この時点では発送を想定していなかった。それに対して、事務局としても想定していない。委員長としても想定していないと、今説明がありましたけれど、以前の話では事務局としても、今長島次長が話したのは、本市じゃなくて他市の案で私は言ってしまいましたみたいなことを言っていましたけど、局長は市がやっているものについてはとも言うていましたし、委員長もそれはセットだと認識していると、わかった上でやっているんだというような話があったにもかかわらず、わざわざここにこの時点では想定していなかったと書くこと自体が、ちょっとおかしいんじゃないかなと思っております。

それと同時に、次長が先ほどみたいな修正を入れた。そういうふうには、後々修正できるのであれば、ここで何を言おうが、うそを言おうが構わないという話に変わってくるんですよ。そうすると、この委員会ってじゃ

何なのというところになってきますし、これから議会を市民のためによくしようということで立ち上がったあり方検討委員会にもかかわらず、そういうものが行われていく流れでいいのかどうかというのが疑問に感じているんですが、この今の2点についてお伺いします。

○議会事務局長（石川和男君） まず、私どもも前回の委員会の中では言葉が足りないところがあるかもしれませんが、前回言った内容と今回ここにお示した内容は真摯に事実をそのまま伝えているつもりでございます。至らない点で誤解を招いたとか、発言でちょっとしどろもどろなところがあったかもしれませんが、その辺は大変御迷惑をかけましたけども、姿勢としてはやったことを基本どおりに、経過も含めて、これの整理をした、今回改めて委員長、先ほどから御説明があったように、このような形でまとめさせていただきました。

それと、もう一つ9月6日に、この時点では勸奨はがきの発送は想定していなかったというのは、このとおりの事実でございます。事務局も委員長も、そのように踏まえられていたと思うんですが、勸奨はがきについては話として一般的な考え方として、勸奨はがきも民間とか、他市の例なんかとっても、話としての内容としてはそういうものも考えられると、そういう意味で申し上げましたが、一つ訂正させていただきたいのは、きょう本日改めてここで次長のほうから勸奨はがきの他市の例の話、当時はこっちの勸奨はがきの実施について、市長部局で行った市民アンケートにおいて、勸奨はがきを実施したという話をいたしました、これが発端でありまして、正直言いまして、正直なところ私もその時点でそのとおりに報告を受けていましたから、私もそのように答弁をしていますし、委員長ももちろんのこと、そのとおりに報告を受けたとおりに、その内容で勸奨はがきの話を見せていただいたところでもあります。ただ唯一、前回もお話しさせていただきましたが、事務局としても真摯に考えて、これを事後に報告したということについては、何ら弁解の余地はございません。そのことについては、前回も大変申しわけございませんでしたという趣旨でお話をさせていただいたかと思えます。言葉が足りない点については、また再度お話をさせていただきたいと思えますが、今の気持ちを正直に申し上げますと、そのような内容でございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 副委員長としての立場から一つお話しさせていただきます。

正副で先ほど委員長のほうから、いろいろ打ち合わせをさせていただきました中では、まずこれは私の弁明ではございませんけれども、こういう書式を委員会の中に出させてもらうということでもあります。私も、その中ではいろんな一つ一つ内容については、きちっとお聞きした上で、それでこの内容で事が進んできたということであるのであれば、それはそれで私が発言の中で出た言葉でありましたので理解をします。ただ、この平成23年12月26日、こちらの勸奨はがきを盛り込んで起案をし、事務局長、委員長、議長の決裁を得た。この件については委員長によく話を聞きまして、要するに決裁をされたのは事務局長と委員長と議長であると。このことは、ここに書いてあるとおりでございます。ということで、委員長からも、事務局長からも、こういうふうな形で決裁を得たということを書いてられたのは、私も確認をしておりますので、ですから今のお話、皆さんのお話の中でも、要するに事務局長、委員長、議長が、この件について決裁をしたということは事実であるわけでありまして。そのことも踏まえて、皆さんに御検討いただかなきゃいけない。

それと、もう一つは私も先ほどの質問で、実はこの勸奨はがきをきょう初めて見させていただきました。実は、この勸奨はがきも私も実際に見たことがなかったんですけど、これ皆さん見た上で、どこで出された勸奨はがきかというのがわかりますか。実は、この勸奨はがきには差し出した——例えば今委員長が特別委員会でアンケート調査をしたんだということで、アンケート調査というのは特別委員会で出したわけですね。こ

の勸奨はがきですと、この内容からだど、どこが出したかわかんないんですよ。ただ、内容のことを改めて確認してみると、これ議会全体でやっている、議会が承認した上でこれ出しているのかなというふうにも受けとめるわけなんですよ。だから、やはりこれについてもきちっと、ましてや予算執行がこの委員会ということになっていますので、委員長の判こを押していますので、ですからこれ勸奨はがきには実際にはあり方委員会の委員長名で出すとかというふうにすべきだったのかなとは受けます。もし、こういう文面で承認をされたということになると、やはりちょっとこれが難しいのかなと。議員全員が、この勸奨はがきを出すことまで、今度は知っていたのかという話にもちょっとなりかねないという部分がありますから、ですからそういうところはきちっと精査されたほうがいいのかというふうには思います。ちょっと気になったものですから。

○委員（尾崎利一君） まず、事実で言うと最初の9月6日の前に補正予算、これは事務局の中で検討したときには、最初のアンケートにかかわる郵送料だけをたしか補正予算で計上するというので、印刷代、その他いろいろかかるものについては、今まで計上してある予算の範囲内ではあるだろうという判断があって、郵送料だけをたしか計上してあったということだと思います。それで、結局そのはがきを出したために、郵送料に不足額が出るということになって、事業内流用をしたということだと思うんですけど、実際の予算の編成とかということで言うと、例えば公民館の40周年とかといって40周年の費用とかということでは予算組み込まれますけども、私も公民館運営審議会に出ていたときに、結局40周年で雑誌をまとめる費用はありませんということ、もう何もないところをつくってみたいという話でやっていたのが、今年度の補正予算か何かで、たしか40周年記念誌のが計上されて、印刷代か何か計上されてできるようになったと思いますけども、とにかく頭出しだけしておいて、後でもう少し必要なときにもう一度予算を要求してやるとかいうことは、往々にしてあることだとは思うんですよ。だから、流用がどうか、最初がどうかということではなくて、やはりきょうの説明を聞いて前回よりも問題だと思うのは、前回の説明では、どの時点かはともかくとして、アンケートと勸奨はがきというのはセットのものという認識があったので、改めて委員会に諮らなくちゃいけないという認識は余りなかったという説明だったと記憶しておるんです。

ところが、きょうの説明では当初は勸奨はがきは想定してなかったと。それで、第6回調査特別委員会で回収率を上げるための工夫について、いろいろ委員の中から意見が出たと。それを受けてどうしようかと、他市の事例だけでも勸奨はがき出している事例があるようだから、じゃあ勸奨はがき出したらいいんじゃないかということで、そういう事務局内の検討があって勸奨はがきを盛り込んだ起案が行われ、それを事務局長、委員長、議長が決裁することになっているわけで、そういう意味でいうと、特別委員会で検討されていなかったことが、事務局の中で検討されて特別委員会に諮られることなく執行されたということが、やはり問題になってくるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。

その点で、もう一度確認したいんだけど、東大和市も勸奨はがきを発送しているというのは、これは事実と違くと、東大和市では勸奨はがきは発送はしていないということでもいいのかということが一つと、もう一つは東大和市の事例は勸奨はがきは出してないけども、一般的な手法として勸奨はがきを1回送るというのは、常識的なことで当然のことだという認識が現在でもあるのかどうかという点について、ちょっと確認したいと思います。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 先ほど、私が御説明させていただいた最後に誤って私が取り違えたという部分が大きな反響、誤解を与えてしまった面ですね、改めて申しわけございませんでした。そのときに、市長部局で行った市民アンケートについては、勸奨はがきを実際には実施していないということなんです、これはあ

くまで、実は今回の議会のアンケートとほぼ同じ時期に行いました第四次基本計画に関する市民アンケート調査においては、この市長部局では勸奨はがきは実施していないという御説明でございますので、市長部局では一切やっていないとか、そういうことまで広い意味での御説明ではございませんので、1点もう一度御説明させていただきます。その点だけ追加で、ちょっと御説明させていただきます。

○**議会事務局長（石川和男君）** もう1点の点につきまして、私のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、今現在も勸奨はがきについては、これから以降基本的に勸奨はがきをこの本件だけではなくて、勸奨はがきをすべきというような認識を持っているかというようなことでの御質疑ととらえておりますが、私も今次長がお話しされたように、今回のケースは当初は先ほどもお話ししたとおり、勸奨はがきの発送をこの時点で9月6日の補正予算を組む段階においては郵送代も含め、そのアンケートにかかわる——ほかのものもございしますが、郵送代を中心にするものの補正のときには、勸奨はがきの点は予算も計上しておりませんし、一般的な内容としての概念は持っておりましたけども、そういう意味での考えは持っておりましたが、この時点でぜひともやるべきだという積極的な考えは持っておりませんでした。そういうことにつきまして、その後11月7日の調査特別委員会第6回の各委員さんの御議論をいただく中で、事務局としてもボトムアップというんですか、事務局でいろんな方策を考える中で、やはりそれだけの意見が出ているんだったら、事務局としてもいろんなことを考えなくちゃいけないと。常に、それは本件だけではありませんが、御提言を委員長、議長にも、そういう姿勢は持っておりますので、その関係で今回は事後になりましたが、大変それは申しわけございませんでしたが、それを本来は事前に諮らさせていただいて、事務局としてもそれは事前にお伺いを立てるべきだったと、委員会の中でですね、そういう気持ちのあらわれでございますが、その時点では本件については勸奨はがきをすべきということで、結果的に執行させていただいたことでございますが、今後につきまして勸奨はがきが全部ありきと、そのようなことで断定的というか、これから以降のものはすべてこういう考えで持っているというふうな考えは、今の認識ではございません。本件のことについて、そういう認識を持ったということでございます。

以上でございます。

○**委員（尾崎利一君）** 僕が伺っているのは、たしか前回の説明のときに、まあ議事録、前回のを見たわけじゃないですけども、要するにアンケートをとるときに勸奨はがき、2回も3回もということは別にして、1回送るとするのは常道だという認識があって、重大な追加というふうには考えずに勸奨はがきが事後報告になったというふうに私は受けとめたんですけども、そうではないということでもいいんですか。

○**議会事務局長（石川和男君）** 今尾崎委員がおっしゃっていただいたように、勸奨はがきのことについては、今申しあげましたように、委員の御議論をいただいた中で、やはり何らかの形でどういう方法があるののかということの議論を事務局の中でもした中で考えた内容でございます。そういうことで、お答えになるかと思えます。

以上でございます。

○**委員（関田正民君）** そもそも、これはこの前この勸奨はがき、まあ次長の説明によると、あくまでもこれはセットで考えているんだと、じゃあその予算はないのにどうしたんだと言った場合、いやいやはがきをセットだと言っているんですよ、何回も。いわゆる勸奨はがきとセットだと言っているんですよ。それから、そのときに予算はだれの決裁を受けたんですかと、議長に聞いたら議長も知らないと言っているんですよ。これ議事録に残っていると思うんですけど、そもそもそこからおかしいんですよ。これをちゃんとさ、当たり前なんだ

から、だれかが出さなきゃ判こ押せないんだから、金が出ないんだから。にもかかわらず、今またそんなおかしなことを言っている。それから、次長の言っていることは、これ大変な問題ですよ。この前は9時半から3時半まで、きょうはこのことでもう1時間、済みませんじゃ済まないんだよ、あんた。言っていること、すべて一貫性がない。言われれば、そのたんびに絶えず弁明ばかりしている。私は責めているんじゃないけど、これは後で議長にもはっきり聞きたいんだけど、なぜ予算執行が、判こ、おれは知らないと言ったのか、そこもはっきり聞かなくては、まずそこからきれいにしないとね、このあり方委員会どころじゃないですよ。まず、議会を、議員をきれいにしないと、私はそれが原点だと思う。言っていることわかりますか。議長に質問しているんですよ。だれが決裁を、議長は知らないと言っているんです。議事録残っているはずですよ。残っていますよ、ちゃんと。(尾崎利一委員「休憩しましょう。休憩して議事録確認すればいい」と呼ぶ) そうだね。

○委員長(中間建二君) 暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時37分 開議

○委員長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(尾崎信夫君) 勸奨はがきの伝票につきましては、当然議長としては決裁をしなきゃなりませんので、「起案」と呼ぶ者あり)起案書ですよ、起案書に判こは押ささせていただいております。その点について、委員の皆さんに不信感を与えたことは、大変申しわけありません。勸奨はがきについての起案書については、判こを押ささせていただいたのは事実でございますので、またよろしく願いいたします。

○委員長(中間建二君) 議長から発言ありましたけれども、アンケートそのものを発送する、また内容等について、委員会の皆さんにお諮りしながら事務執行を進めてまいりましたけれども、勸奨はがきの内容、また扱いについては、事後報告となってしまったことについては、御指摘のとおりでございますので、委員長としても深くおわび申し上げたいと思います。

○委員(関野杜成君) 今の議長及び委員長の謝罪については了解はいたしました。ですが、じゃ結局、前回のあり方の中で話された内容というのは、すべて間違いだった、うそだったと言いたいですけれど、間違いだったという認識でいいんですかね。局長はがきに関してはセットだと思っている。局長が言ったのか、事務局として、はがきを出すのはアンケートとセットだと。そのセットの金額というのが11万2,000円だと。それに対して、委員長も、私もアンケートとはがきはセットだと思ってますっていう発言と、そういったものが今回いただいたこれでは、その発言とは不一致するんですね。だから、その点については間違いだったということではよろしいかどうかというのが1点。

それと、前回のときにお話をして、議長知らなかったのって言ったら、あそこでジェスチャーで、知らない、知らないってやりましたけれど、先ほど謝罪の中で、議長としても決裁をしていましたというようなことだったんですが、あのときに知らない、知らない、ジェスチャーで言ったことも、それは間違いだったということなのか。違うって言うのであれば、(発言する者あり) いや、いいですよ、ジェスチャーでも何でも、そんなことやってないと言うなら、やってないって発言していただいて構いません。やっぱり先ほどみたいに、暫時休憩で話すというのが、やはりいろいろな問題が出てくると思うんで、そういう意味では、そういうところでちゃんと話しましょうということで、ちょっとその点、2点について質問させていただきます。

○委員長(中間建二君) 今関野委員のほうからの前回のときのジェスチャー云々ということがございましたけ

れども、議会で議論しているわけですので、議事録に残る形で発言なり御意見なりがあったものについてはどうだったのかということありますけども、身振り手振りのことがどうだったのかということは、これもう確認のしようがありませんので、そのことについては御理解をいただきたいと思います。

また、前回の御説明で、私自身もそうですけれども、いろんな意味で勘違いがあった面は確かにあるわけですが、ただすべてが間違ってたということでは当然ないわけで、その前回の御説明の中で、皆様から御指摘をいただき、またわかりにくいと、言葉だけではなかなかわかりにくいということが当然ありましたので、さまざまな前回の議論の中で御指摘をいただいた内容について、事実確認を改めてさせていただいた中で、勘違いなり間違っていた部分については訂正をさせていただき、また発言の内容等についてはおわびさせていただいたということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） 皆さん、どうなんですかね。あと、先ほど言うっていったんで一応言うておきますけど、御殿谷さん、この点に関しては発言がないですけど、この点に関してどのように思っているか。

○委員（御殿谷一彦君） 先ほど休憩中に御殿谷一彦、さっき発言がなかったって発言がありました。これは今正式な発言として私言います。そう言っていました。

発言する、しないは、その人の勝手です。現に一般質問する、しないもその人の勝手です。そのとおりです。それだけです。

○委員（和地仁美君） ちょっと今2つの、この今回経緯を出していただいた一連の流れという部分の確認というものと、そうではない部分の議論にちょっと2つになっちゃっているなっていうふうに思ってるんですけど、私は、今回この経過と説明をいただいた上での中で、もともとこの問題点に関して意見を言わせていただくと、一つは、例えば今回こういった全員で同じ本で勉強したほうがいいっていうことがあったと思うんですけど、それに関しては、全員が顔を合わせなくても、お互いファクスであったり連絡をとりながら、どういうほうがいいのか、もしくは意見を言ってくださいっていうことで、全員が同じ結論、まあ意見がなければ出さなくていいというような進め方でできたと思うんですね。

ですので、この勧奨はがきの部分も、多分、事務局としては、結果がいいように少しでもなるようにという、御提案といういい意味でやっていただいたって、御提案をいただいた、委員会に対してっていう気持ちでやられた部分があったんだと思うんですけど、その後の情報の共有の仕方にやはり委員会のメンバーに諮るべきところを、時間のこともあったのか、何かいろいろ初めてのことでっていうのもあったので、委員長、議長っていうところは、いい案だっていう気分の問題だと思うんですけど、いいね、いいねっていう感じで、多分なっちゃったんだろうっていう部分は、今後のこの図書を買ったときと同じように、きちんと委員会の責任の中で情報が共有できるような、まあルールまで言いませんけれども、そういうことに改善しようって、もう過去のことは変えられないので、まずそれが1点だと思います。

あと、私は、今ここに話が出てなかったんですけど、前回は発言させていただいたこの事業内流用について、ルールについては裏面で、20万円未満が予算担当部長決裁でできるっていう額面と決裁権限は明示されてますけれども、例えばこの議会にもこの特別委員会以外にも普通の委員会がいろいろあって、それぞれの予算内で視察に行ったりっていういろいろやられていると思うんですけど、全部の例えば委員会が非常に活発にアンケートをやりたい、何がやりたいってもしなったときに、自分の委員会で持っている予算以外のものも、今のように補正のような事業内流用という形で使いたいと言ったときに、その各委員会の委員長に、これはルール、決裁権はないと思いますけれども、今回、特別委員会ですべてのためになると思ってアンケートをやる

のに、特別委員会の予算じゃ足りないんで、この事業内流用で4万円、議会全体の費用から補てんさせていた
だきますけど、よろしいですかっていうようなのが私は必要なんじゃないかなって——今ルールになってな
いと思います。ただ前回言ったように、言ったもん勝ちみたいにしてその費用が使えるのは、ちょっとどうな
のかなと思うので、今この特別委員会の趣旨としては、より議会のあり方をよくしていこうとっていう中なの
で、実際起こったことをもとに、そこら辺の部分も今後、この中で議論して決定できることではないと思いま
すが、一つの提案として、議会全体に投げかけるのは必要なんじゃないかなというふうには思います。

実際、この図書を今回全員で持ったことは、5万以上費用はかかっているわけですけども、それが特別委
員会で賄えているわけですから、であればこの4万円は賄えたっていうその前後、期はずれたりするのかわか
りませんが、という部分もあるので、そこの部分が、そのお金を流用するときにほかの委員長なり、例
えば代表者会議なのかわかりませんが、一応、特別委員会で使うっていうことを諮ったほうがいいん
じゃないかなっていうのは、私個人の意見です。

それは、やっぱり例えばこの委員会に出てない人は、この4万円使ったこと、知らなかったよっていうふう
になってもね——というふうに普通の私の常識の範囲では思うんですけど、皆さんもその部分、御意見い
ただいて、まあここで決めることなのか、あり方っていう部分で、お金の使い方の部分でも検討いただけたら
なって思います。

その2点と、あと、前回言ったことと今回言ったことの違うっていうものは、今のこの勸奨はがきの流れと
はまた別の件だと私は思って聞いてますので、それ、もうちょっと倫理的な部分というか——だと思ってい
るんですけども。だから、両方それ、ごっちゃにすると結論にならないと思うので、委員長のほうでまとめ
ていただいたほうがいいのかと思います。

○委員長（中間建二君） もともとこの勸奨はがきの事務執行については、中村副委員長のほうから、議事録を
精査した中で、いわゆる委員会の中では出ていないけれども、アンケートを行った後に勸奨はがきも発送した
ということが報告されていると、このことについて委員会の皆さん、また委員長、どう考えているんですか
という、こういう御指摘があったわけでございます。

そういった意味で、前回と今回と2回、議論していただく中で、御指摘のとおりこの事務執行の流れについ
て、局長、委員長、議長の決裁のもので行われているわけですけども、この間の流れが委員会としては確認を
していない事後報告であったということでございましたので、そのことの手順について、よりわかりやすく委
員の皆様に確認をしながらやっていかなければいけないという御指摘は、もうそのとおりでございますので、
真摯に受けとめて反省し、これからの委員会の議論の中で生かしていきたいと考えております。

また、予算の流用の今御指摘につきましては、当然のことながら流用がしなくて済めば一番いいわけですが
けども、ただ現実的には、さまざまな事業内流用というのは議会にかかわらずすべての市の事務執行の中で行わ
れているっていうのは、これは事実でございますので、それはルール化されている中で一定の決裁基準があっ
て運用されているということを確認をし、報告させていただいたということでございますので、そのあたりの
ことについても今御指摘いただいて、この予算の流用のあり方をこの特別委員会で議論するという議題でもご
ざいませんで、今御指摘いただいたようなことも、きょう議長もいらっしゃいますので、またその代表者会
議の中で各会派間でどういうふうに情報を共有していくのか、このあたりの議会事務局の事務執行の透明性
ということも含めて、代表者会議の中で議論していただくかどうか、また議長を中心に御検討いただきたい
と思っております。

○委員（中村庄一郎君） それともう一つ、さっき和地委員が言われた本の件と、それから勸奨はがきの執行の期間の違いをちょっと説明していただいたほうが、本がこれだけの金額で買えるんだったら、勸奨はがきのほうに回せたんじゃないかっていう御意見あります。その件について、要するに予算の（和地仁美委員「期が違うんじゃないの」と呼ぶ）そう、期が違うんですね。いや、わかっているんじゃないけど、（発言する者あり）一応ちょっと、言葉にしといたほうがよろしいかと。

○議会事務局次長（長島孝夫君） ありがとうございます。

皆様御承知とは思いますが、勸奨はがきの執行につきましては、23年度予算の関係する部分でございまして、今回、あり方調査特別委員会の皆様方のお一人2万円の図書購入につきましては、24年度予算の部分でございまして、年度が異なるという部分はございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） さまざま勸奨はがきの件については、前回に引き続きして御指摘いただいた点を真摯に踏まえまして、今後の委員会の議論に生かしていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○委員（関野杜成君） できればその流用の件に関しては、今後、また各委員会で使ったりする可能性もありますので、代表者会議等で諮るような形をとっていただいたほうがいいかなというふうには思ってますけれども、いかがですか。

○委員長（中間建二君） 御指摘のとおりだと思うんですが、いわゆる流用の規則がありますので、それがどうなっているのか、またそれが議会の中で流用がどのように行われているのかということを代表者会議で、きょうの勸奨はがきの事務執行のことがありますので、それを代表者会議で明らかにしていくことが、いわゆる透明性な確保ということにつながるというふうに理解しておりますので、これは議長なりまた代表者間での協議の部分にもなるかと思っておりますので、そういう方向で取り組んでいかれるものと理解しております。

それでは、種々、御意見をいただきましてありがとうございます。

引き続きまして、2巡目の議論に入っていきたいと思えます。

前回の委員会におきまして、今後の進め方といたしまして議論する内容、論点、ポイントをできる限り正副委員長で御提示しながら進めていくこと、またスケジュールとしては、9月には中間報告の総論部分及び議会運営の諸課題についてを議論するということが合意をされておりますので、私から事前にたたき台をお示ししております。これに基づきまして議論を進めてまいりたいと思えます。

それでは、初めに総論についてでございますけれども、アの市民に開かれた議会とはから、エの二元代表制における市長部局と議会の関わり方ということで、1巡目の議論のときにはさまざまな角度から御意見をいただきました。

引き続き、この総論部分につきまして、皆様のほうから御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 総論部分については、委員長のほうで中間報告も一応まとめていただいております。ほぼ、大体網羅しているんじゃないかなと、もう情報提供しっかりやんなきゃいけないとか、それから議論しっかりしなきゃいけないとか、今後その後の議員間の討議をしなきゃいけないというところまでは書いてないんですけども、それにつながりそうな話もちょっと書いてありますので、私は特にこれ以上追加することは、今のところ私としてはないというふうに考えております。

○委員（関田正民君） 開かれた議会、いろいろさまざまなり方があって難しいと思うんですが、これは皆さ

んに提案を一つしたいんですが、いわゆる今話題になっている住所がないとか、（発言する者あり）住所、いわゆる東大和市に住んでない——住民票だとか、それから税金だとか、国民健康保険だとか、いろいろそういうものもオープンに私はしてもいいんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり地元が開かれてあるんなら、傍聴の仕方とかいろいろあるんですから全部すべて見せて、その金額とかそういうことじゃなくてですよ、ちゃんと住んでいるんだ、払っているんだということが、だれが見ても証明できるような、そこまで私はやるべきだと思う、と私は提案をしたいと思います。（発言する者あり）いやいや、いわゆる住民票、尾崎利一さんが、東大和市に住所があるのかなとか、詳しく言えば。（尾崎利一委員「あります」と呼ぶ）だから、それを証明。それから税金を払っているのかどうか、それも保険税はちゃんと払っているのかと、そういうものをちゃんと私は、議員であるなら、金額とかそういうことじゃないですよ、証明だけはすべきだと思う。わからない、言っていること。（「わかる」「わかんない」と呼ぶ者あり）

○委員（御殿谷一彦君） 済みません。ちょっと出だしがわかんなかったんで、わかんなかったんですけど、要は議員たるもの、その身分という言い方をしているのかどうかわからないんですけども、それが全うされているかどうかをはっきりさせるべきだと思う、そういうような意味合いでとらえてよろしいんですか。

○委員（関田正民君） というのは、やっぱりいろいろな意見を言うわけですよ、市民の代表として。やっぱりそれには、すべてを私生活を見せるということじゃないですよ。やっぱり最低限の私はルールだと思うんですよ。収入が幾らとかそんなこと聞く人はいないし、また報告することもないし、ただちゃんとしたルールのもの、最低限のことは守ってよと。やっぱりこれ、ちゃんとあるべきだと思いますよ、私はね。（尾崎利一委員「各論じゃないからな」と呼ぶ）いや、提案よ、提案。いわゆる開かれた議会に合うかどうか知らないけど。

○委員（和地仁美君） 私は、理解が間違っていないかちょっと確認的な発言なんですが、関田委員の今の御提案というか新しい提案というふうに受けとめてますが、要するに前回の中間報告などの市民の皆様様の御意見やアンケートなどの御意見を見たところ、要するに議員のことがよくわからないから誤解をされてしまったり問題になっている部分もあるっていうことを、より透明性を高めるという意味で、今御発言されたという理解でよろしいですか。（関田正民委員「そうですね、透明性ですね」と呼ぶ）

○委員（床鍋義博君） そうすると、総論のところですね、市民に開かれた議会はというところの議会というのと、議員個人というものとまた別だと思うんですね。今回、もちろん前回のアンケートとかでも、やっぱり議員個人に対してのもちろん報酬だとか政務調査費とか、そういった問題というのは必ず俎上に上がる問題だと思うんですけども、そういったことも含めて、この市民に開かれた議会、議会という定義でいくのか、それとも議員の個人的なそういったところまで含めて広げていくのかっていうのは、前はそこまでにはなっていないだったので、そこも含めて今後いくというのであれば、新しい論点も出てくるのかなと思うんですけども、この辺はどういうふうに進められる予定ですか。

○委員（関田正民君） 一つの提案として、私もこれ見て、どこで出そうかなって思ったんですが、それに載るようなところがないんですよ。なので、ここであえて言えば、開かれた議会かなということで提案をしてみたんですが、いずれにしてもこれ、議論をすべきだと思うんですよ。どっちに転がるにしても、やっぱりこういうことも現に提案出たわけですから、議員報酬もそうですけど、やっぱり減らすことばかり言っているけど、逆にふやすこともあるわけですから、やっぱりこういう議論をいろいろ角度から見て議論は必要なのかな、そういう意味で、どこに当てはまるかわかりませんが、とりあえず開かれた議会ということで、透明性ということで提案をさせていただきます。

○委員長（中間建二君） 今の御提案につきましては、総論部分での御発言でございましたけれども、前回確認しましたように、1巡目で議論すべき議案、課題について精査し、議論してまいりましたので、それが2巡目が一通り終わった段階で、足りない部分については御提案をいただき、皆さんの合意を得て議論を行うということで確認してございましたので、今の御提案については2巡目の議論を一通り終えた後に、議題として取り扱うかどうかを確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

じゃ、総論部分については、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） なければ、総論部分につきましては終了をさせていただきます。

引き続きまして、議会運営の諸課題に入ります。

ここで、アの議会招集権のあり方につきましては、前回の議論の中で現状どおりということで決定をしておりますけれども、その後の情報といたしまして、先般の国会におきまして地方自治法の改正がなされ、その中では、議長等の臨時会の招集請求に対して市長が招集をしないときには、議長が臨時会を招集することができることとすると、このような改正がなされたところでございます。これは、法律そのものの改正でございますので、本市議会だけにかかわることで当然ございませんけれども、この点については国のほうの法律改正があったということの情報提供のみにとどめさせていただきたいと思っております。

○委員（尾崎利一君） ちょっと私が、この改正があつて確認した限りでは、この議会招集権の関係は、地方自治法に定められているだけなので、東大和市において条例とか会議規則を変更する必要なくこのまま適用されるという認識をしておりますけれども、それでいいのかどうかだけ確認させてください。

○議会事務局長（石川和男君） 実は今回地方自治法の改正がされましたが、施行期日においても公布日が9月5日に決まっているものと、そのほかのものがございます。今御指摘があつた部分について細かい精査はしておりますが、今考えた中ではそのようなことかなと、今の時点では私はそういうふうに思っております。ただ、会議規則、条例改正について、このことだけじゃなくて地方自治法の改正については、今後細かい詳細な資料が国のほうから送ってこられますが、それを踏まえて、また別途代表者会議等、議会運営委員会等で議論をさせていただくべく考えておまして、今その矢先でございます。今の御質疑につきましては、そのようなことかと今の時点では認識しております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） それでは、次の項目に移らせていただきます。

イの定例会の回数と会期設定でございますけれども、1巡目の議論では御意見といたしまして、現状の年4回の定例会の中で弾力的な会期の設定を行うべきという意見とともに、通年議会のメリット、デメリットや、既に通年議会を行っている議会の実態を調査することが必要である、このような御意見等もございました。

そういう中で、先般購入いたしました2冊の特別委員会としての資料、書籍の中にも、この通年議会の情報も掲載されておりますので、御確認をいただきたいと思っておりますけれども、この特別委員会における正副委員長からの御提案として精査した内容がお手元の資料でございます。

確認の意味で読み上げさせていただきますが、通年議会のメリットとして、議員としての公務の範囲が明確になり、議員が会期中しか働いていないとの誤解を取り払うことができる。また、議会の側でいつでも議会を開催できることになり、チェック機関としての議会側の権限が増すということでございます。

一方、通年議会のデメリットとしては、執行部側に過度に議会出席を求めることになりますと、通常の業務

や事務執行に影響がある。また、市長は専決処分ができなくなり、効率的な運用ができないとの指摘がなされているところでございます。

先般の地方自治法の改正によりまして、この定例会の会期の問題につきましても、これまでの定例会、臨時会の区分を設けずに、通年の会期とすることができるように改正されたところでございます。通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするものでございますので、まさに365日会期ということでございます。

それから、通年の会期を選択した場合には、議会は会議を開く定例日を条例で定めると、このようなことが改正されたようでございます。

この点で確認ですけれども、例えばきょうでも議会の日程上は休会日になっているわけですね。いわゆる本会議を開催しない日ということで休会日という扱いの中でこのように委員会が開催をされているということでございますので、この定例日を条例で設けるということは、この休会日とそれから定例日の扱いを決めていく中で議会日程を定めていくというような考え方で理解をしているところでございます。

そういう状況も踏まえつつ、この自治法の改正も踏まえ、通年議会のメリットを最大限に取り入れられる運用を当市議会としても検討すべきではないかというところまでが、正副委員長のたき台の御提案でございますので、この点につきまして、皆様のほうから御意見を承りたいと思います。

○委員（御殿谷一彦君） この通年議会ということで、私もどちらかというやったほうがいいんじゃないかというふうに思っているんですけども、ただこのデメリットで言っているように、市のほうにいろいろ御負担をかけるんじゃないかというデメリットとして書いてますけども、この辺は通年議会ということで設定するときに、じゃ議会をどういうふうに開いていっていかっていろいろな規則をまたつくっていかなくちゃいけないと思うんですけども、その中でどこまで市のほうが絡んでくるのかということを決めておけば、極端な話すれば、もうある一定の物事に関して開くんだったら、今も委員会はそうなんですけれども、それ以外の方は要らないよ——要らないよって言い方はよくない、その担当部署以外の方は来なくてもいいよみたいな、議会を開くときもそういうふうを持っていか、いろいろなやり方はあるんじゃないかというふうに思っています。そういう意味では、検討の余地は十分あるんじゃないかというふうに思っております。

○議会事務局長（石川和男君） 今回の法改正に当たりまして先ほどお話ししましたように、細かい精査はこれからでございます。資料も不十分でございますが、まずこの通年議会のことに関して言えばですね、議会の議長は当該普通地方公共団体の長等に議場への出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとされたこと、そういうようなことも細かく規定されております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今の事務局長からもお話ありましたけれども、地方自治法の改正が市議会旬報で読みましたけれども、まだ詳細についてちょっとわからないところもいろいろあるということなのであれですけども、私の認識としては、会期は通年の会期にすると。そうすると、例えば1月1日から12月31日になる。それで、定例日を条例で定めるという場合は、多分今4つの会期に分けているその期間をそれぞれ定例日として定めるというふうにすると、形としては今までと同じように4回だけれども、会期としては通年になるという認識を私は持っているんですけど、そういう理解でいいのかどうかというのが、まずちょっとこれは1点確認したいんですけども。

それと、そういう点でいうと、現状と実際には大きく変わらないところから出発をしながら何かあったときに機動的に議会がそれに対応できる体制をつくるという点で、今後の枠をつくっておいて、今後の運営の中でいろいろ改善していく出発点をつくるというのが、通年議会に移行していくということなのかなという理解を私としてはしています。

そういう点では、通年議会という枠をつくっておくことはいいことではないかというふうに私は思っています。ただ、その場合に例えば委員会の開催が、今閉会中審査がどうかということがありますけれども、閉会中という概念は今年なくなるので、定例日以外の開催というふうに置きかえるのか、置きかえないで、もういつでも委員会は委員長が招集すればできるということでやるのかという選択が出てくるでしょうし、とりわけちょっと、1点、これだけはきちっとしとかなくちやいけないと思うのは一事不再議の関係で、今は4回の定例会の第1回定例会で議論されて、そこで結論が出て、第2回定例会でもう一度その問題について取り上げて審議することができるわけですが、通年議会になってしまうと、そのままの規定を残しておく、翌年にならなければ次の会期にならないので、その問題はもう取り扱えないということになるので、私としては通年議会はいいんだけど、少なくとも一事不再議の問題はそうならないように、きちっと手だてをとっていく必要があるというふうに思います。

それで、それ以外の委員会の開催は何だっというそこら辺については、いろいろ精査しなくちやいけないことが多々この問題では出てくるのではないかなと。会議規則とかの変更や、もちろん条例もつくらなくちやいけないということになるでしょうし、そこら辺は、かなり精査は必要かなと。もちろん、特別委員会としてそこまでやるということではなくて、そういう方向へ踏み出すべきだっということ、答申としては出せばいいんだと思うんですけども、以上です。（発言する者あり）報告ね。

○**議会事務局長（石川和男君）** 委員長の最初の御説明にもありましたけども、通年議会におけるメリット、デメリットは、先ほど委員長が言われたほかにも多々ございます。既に通年議회를自治法改正前にですね、前にもお話しさせていただいたかとは思いますが、四日市市とか壱岐市——長崎ですね、こういう議会がもう既に自治法改正前にやっております。こういうところも参考になろうかと思いますが、今このほかの荒川区等々では検討しているようなことも聞いておりますが、今お話がありました通年議会における通年の会期、それと通年の会期を選択した場合の定例日の定め方、一番最初に尾崎委員から出されましたけども、そのような条例の定め方によっては柔軟に対応はできるかなと思います。

質疑の答弁が順序逆になるかもしれませんが、あと一事不再議の話が最後のほうに出されたと思いますが、年間を通してほとんど開会となることから、そのやり方にもよりますが、一事不再議の原則により会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなると、このようなことが予想されますが、先ほど委員からも御指摘がありましたように、その辺のところはこれから精査する必要があるかなというふうに事務局としても考えております。

以上でございます。

○**委員（尾崎利一君）** 今の一事不再議の問題で、そこら辺の問題をクリアしているような事例っていうのは、何か具体的な事例というのはあるのでしょうか。わかればお願いします。

○**委員長（中間建二君）** 先般購入いたしました議会改革白書の111ページに、通年議会への期待と課題という論文が掲載されておりますが、この中の113ページに一事不再議の原則についての取り扱いが記載をされてございます。ここを読み上げますと、「一事不再議とは、一度議決した事件は同一会期中には再度審議しない、

というものである。この原則は、会期を通年にしても適用されるのであるが、他方で、社会情勢の変化によっては柔軟な対応が必要な場合も考えられ、例外を定めておくことが求められよう。通年制を導入した長崎県議会は、同県議会会議規則19条において一事不再議を定める文言に続いて「ただし、事情の変更があったときはこの限りでない」として事情変更による例外を認めた上で、定例的に開催する本会議の「審議期間」が異なれば、事情変更があったものとみなすこととしている」と、こういうことが紹介をされておまして、現実的にはこのような会議規則等の変更が必要になってくるものというふうに思われます。

○委員（床鍋義博君） 通年議会に関してデメリット、メリットに関して、まだ詳細に検討を行ってはいないんですけども、今の段階で申しますと、今市長の専決処分に関して話し合われていると思います。今代表者会議で出ていると思います。権限を少し小さくしようというところが出ていると思うんですけども、今度、それも含めて全部議会の議決事項になってしまうと、デメリットのほうが大きくなるのかなという懸念が一つあります。

それと、あと、それに対してのメリットに関しては、通年でやることのメリットがなかなか見えてこない、今のところ。それであるならば、もちろん今後いろいろな自治体ができることによって、メリット、デメリットが出てくると思うんですけども、当議会としては、ほかにまだ効果が見込める方法が幾つもあるので、あるならば——あると私は思っているんで、そちらのほうを優先としてこの通年議会に関しては、現状のところは検討にとどめておくのがよいのではないかなというふうには思います。

○委員長（中間建二君） 今議会運営委員会の中で諮問、答申が行われている事例についての御意見ございましたが、今議会運営委員会で諮問、答申をまとめた内容は、地方自治法180条に基づく議会の委任による専決処分を見直しているわけございまして、この議会の委任による専決処分については、その委任の内容によって、これは会期にかかわらず長側の専決を認めるという扱いでございます。で、179条に基づく緊急の場合の専決処分が、この定例通年議会になった場合は必要なくなるということでございます。

それから、あとメリット、デメリットのこと……。

○議会事務局長（石川和男君） ここに委員長のほうから通年議会のメリット、デメリットを挙げていただきましたけども、そのほか精査をしていない中での話ですけども、やっているところとかその辺のところを含めると、例えばメリットといいますと、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題が発生した場合に、議長の権限で速やかに本会議を開催し、対応ができるとか、この辺のところはメリットかなというようなところもございまして。あと、随時委員会なんかの所管事務調査、いろいろ立ち上げていることもございまして、こういった場合の所管事務調査の調査、審査が、その定例会の会期の中で、委員会で立ち上げるとかそういうことがなく、その時期を逃さないで的確に所管事務調査を立ち上げられると、そのようなこともメリットとしてはあるのかなと、そのように考えております。

あと、またもろもろございましたら、また挙げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 今おっしゃったことの中の一つで、例えば災害等あったときに議長が招集すればという話だったんですけども、先ほど一番最初に地方自治法改正になって、議長が臨時会を招集することができる、もちろんこれ、市長が招集しないときはという前提ですけども、そんな災害が起こったときに実際問題として招集しましょうって、断るという事由はほとんどないと思うので、現状のこの法律の範囲内で十分できるのかなというのは一つ、感触としてあります。

現状でできることで出した上で、それでもやっぱり通年議会でないとできないよねっていう話が出てきたときには、検討されるものではないのかなっていうふうには思っております。全然全否定するわけではなくて、今の段階ではプライオリティーとしては低いのかなという、そういう話です。

以上です。

○委員（関田正民君） 私は現状維持でいいと思うんです。今床鍋さんが言うように、別に困ることはないんですよ。通年議会開いても定例会は条例でやっぱり年4回、回数はどう、月はどうにしても、決めなきゃならないっていうことをうたっているわけですから、今現状うち、定例会4回ですが、臨時議会も開けるし、いろいろその都度に委員会も議会も開かれるわけですから、あえて通年議会をやる必要は、私はないと思います。

○委員長（中間建二君） 皆さんそれぞれきょうの審議に当たって準備をさせていただいて臨んでいただいているかと思えますけれども、一つ一つの2巡目では結論を出していかないと、3巡目、4巡目ということとはなかなか時間的にも難しいですので、一つ一つのこの課題について、一定の方向性をこの議論の中で出していかない限りにおいては、取りまとめができないわけですね。その上で、どうしても調整が必要なものについては、2巡目の議論が一通り終了した後に精査をしていくということになるかと思えますので、そういった意味では、この定例会の回数、会期設定について、たたき台として正副で調整した案としては、通年議会のメリットを最大限に取り入れられる運用ということで、そのメリットの点についてはここに書いているわけがございますけれども、その点について、今現状の運用で十分ではないかという御意見でございましたので、取りまとめとしてそういうことでもいいのか、また当初、御殿谷委員のほうからは、通年議会を視野に入れるべきではないかという趣旨の御意見であったかと理解しておりますけれども、このあたり結局このいわゆる両方の意見をそれぞれぶつけ合う中で、どう合意が得られていくのか、単純にここで意見が分かれたので終了ということではなくて、述べられている意見に対して、やはりそれぞれ委員間で議論をしながら一定の合意が得られるかどうかと、そういう議論がなされることが望ましいと思えますので、その点も踏まえて御意見、御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（関田正民君） 逆に通年議会を進める人は、なぜこの大和で東大和市議会が、不足しているから通年議会にしてほしいんだというものがあると思うんですよ。私は今現状維持で何の不満もない。だから現状維持でいいんです。だから、逆言えばそういうことを聞かせてもらわないと、ただ今はやりだからやれよということで、何でも新しいものに乗ればいいんじゃないかと、この東大和市議会で今これがあれば、絶対こういうことを政策提言できたんだと、たまたま会期が少ないからできなかったんだとか、そういうことの本当の事例があるならいいんだけど、ただやろうよということであるなら私は意味はないと思うし、現状維持でいろいろなそういうこと工夫で、所管事務調査もやってれば、何か委員会を開けるわけですから全くメリットないと、私は考えてます。だから、私は現状維持でいいと。それで、いろいろやってきて、やっぱりこれがあればいいよということであればやればいいことであって、私はまだ時期が早いと思います。

○委員（和地仁美君） 私も今この現時点では、さまざまなことを解決していく上で通年というの、必要ないと思うんです。ただ、この2巡目の議論の流れなんですけど、例えばこの後、議会がどういうことを、新しくこういうことも取り扱っていききたいとか、例えばこの2ページ目、対象となる市の長期計画とか出てたりしますよね。会期を決めるんじゃないかと、やっていくことの大きさとか、量によってどうしても会期を通年にしたほうが運営がしやすいということになるのであれば、通年ありきじゃなくて、やることに対してのそのペースだと思うので、先に通年にするべきかどうかというのを議論するよりも、どういうふうに変えていくか、

こういうふうに変えるんだったら通年じゃなきゃ現実的にはできないよねっていうのであれば、通年というのを議論すればいいんじゃないかなって、私、今聞いてたんですけども、いかがでしょうか。

逆に通年を引いておくという、いつでも招集できるっていうものがないとやりづらいものというのが、今私自身は感じられないので、今後議会のあり方という部分で、新しい取り組みをやる上で必要であるのであれば、やればいいんじゃないかなっていうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（御殿谷一彦君） 2点なんですけど、1点が、この場というか、この時間でこれをマル・バツ決めちゃうというのが——じゃなくって、要はこれに焦点を当てて、議論を通年議会ということでちょっと進めませんかかっていう形で持っていくか、このあり方の中でそれをサブとしてもってくるかどうかどうするかちょっとあるんですけども、今これを本当に詰めるとなると、ちょっと時間もかかるような気もするんですね。本当に通年でやるかやらないかかっていう、それをマル・バツ、今ここでつけようとする、すごい議論をしていかなきゃいけない話になってくるので、ちょっとそこは進め方としてどうするのが一番いいのかなってというのは、ちょっと考えたいなっていうふうになんか疑問に思ってます。

だから、ここでみんなでもう、私はマルのほうがいい、こういう理由がある、私はバツのほうがいい、こういう理由があるっていう形でどんどんさっさとやっていると、もうほかが進まないような状態になってしまうんじゃないかなっていう気が、ちょっと一つ懸念としてあるので、どういうふうに進めるかっていうのは一つの話。

それから、もう一つは、この通年議会を進めることによって結構メリットというか、いろんなことで効果があったという事例があるんですね。先ほど言った論文の中にも長崎だとか三重のほうの話で、こういういろんな効果があったっていう話がありますので、そういうところを、それを見逃していいのかとか、せつかくこれをやることによってメリットがあるという話をもうちょっと、私としては拾いたいなという感じがあります。

だからすぐここで、例えばさっきの話、いろんなデメリットもたくさん——デメリットというか障害というか、じゃ議会を開いているときを年4回、どうやって決めますかとか、開いているときの招集の仕方をどうしますかとか、いろんな話を別途設けなきゃいけないんで、その辺もしっかり固めないと、結局は通年議会の議論に、決めることに入っていけないと思うので、そこをどうやっていくかということも含めて、本当はちょっと詰めたいたいというのは気持ちであるんですけども、ちょっとあやふやな答弁で申しわけないんですけども。

○委員長（中間建二君） 今御殿谷委員のほうから、初めにこの進め方のことで確認のお話がありました。

それで、これ、何回も私、申し上げているつもりなんですけれども、要は一つ一つ、1巡目の議論のときは皆様から課題を設定をしていただいて議論をしました。その進め方については、課題について提案をされた方がそれなりのお考えを持って、どういう趣旨でこの課題を提案されているのかっていうことを踏まえつつ、1巡目の議論がなされたというふうに理解しております。

で、そういう中で意見が交わされたものについて中間報告がまとめられたわけですので、中間報告については、1巡目の議論を行った結果としての委員会としての中間的な結論であるという認識を持ってございます。

で、最終的に2年間の議論の中で特別委員会としての議会のあり方を総点検した中での結果がこうでしたというものを報告書にまとめなければいけないということで、当初からスケジュール感を持ってやりましょうということ御提案してございますので、ここで定例会の回数と会期設定の問題で、仮に通年議会を選択すると

いうことを仮にですよ、仮に委員会で合意をしたとしても、もちろんそれが直ちにできるわけではなくて、代表者会議での議論なり正式な会議規則の見直しなり、さまざまな事務的なことが整いませんと当然できませんので、ここで決定したからこれがすぐもう、来年度からそうなりますということでは当然ないわけですけども、ただそれにしても、一つ一つの課題として、1巡目で議論したものを特別委員会の考え方としては、これを進めていくべき、もしくは進めるに当たってはどこまで具体的な内容が明示できるのかということが委員会の中で議論されるべきでしょうし、もちろん、これが議論した結果として進めるべきではない、違う方向性だと、また現状維持だということになれば、1巡目と同じように議論した結果として合意がなされなかったので現状どおりにならざるを得ないということでございますので、そういったことで、そのためにも正副で調整をさせていただいて議論が進みやすいようにたたき台を御提案させていただいている。このたたき台ももちろん、一定の議論がないのに勝手に方向性出すわけいきませんので、一定の議論があったものについてたたき台を示しているということで御理解をいただきたいと思っております。

○委員（関田正民君） 今委員長が言うように、これね、御殿谷さんもいうように、そう簡単に決まる問題じゃないんですよ。すべて皆、大事な事項ですが、ましてこれは、もしもやってみたい、やろうということであるなら、2年ぐらい、この場合は通年だったらこうだってね、いや、現状こう、やっぱりこう比較をして煮詰めないとははいけないと思うんです。それで、アンケートにも相談、検討ばかりだというようにありますけど、これはまた内容を知らないことであって、こういうことに惑わされるんじゃないで、これは本当に引き続き検討でもいいんですよ。本当に、大事なことなんですからそう簡単に決まることじゃないんです。また、簡単に決めることじゃないんですよ。これだけ奥が深いことなんですよ。

それでまた、今東大和市で市で何年たつか、議会で何年たつちよっとわかりませんが、問題もなかったわけですよ、改めてそんな大きな。やっぱりそういうことを考えると、やっぱりよく慎重にやるにしてもやらないにしても、その時、その時の議会、定例会で比較をお互いにして、この前はこうだったな、そこからやっぱりやってかないと説得力がないと思うんですよ。

だから、私は現状維持でいいと思うんですが、あえて委員長が答え出そうというんなら、引き続き検討でいいんじゃないですか、私は真剣に議論したら、それきりないと思いますよ。そう簡単に決まる問題じゃないと思う。

○委員（御殿谷一彦君） 少なくとも進めるか進めないかの合意はちょっと得たいなと思うんであれなんですけども、要は、仮に進めたいという話になったときに、進めたいということで、その後、議運だとか、また特別委員会を設けるとかって形で、この通年議会をどういうように条例化していくとかか周りの環境をどうやっていくかっていうことを決めていくという、そういう認識でいいんです、もしもの場合はなんですけども、始める場合、始めようというふうにごくここで結論がついた場合。

○委員長（中間建二君） ですから、その点については、この項目に限らず、最終的な調査、この特別委員会としての報告書がまとまれば、これはこの委員会としての意思であり、それを議会全体に報告をするわけですので、議会全体で、ましてや皆さんは各会派から御検討いただき、議長の指名を得て委員に選ばれているわけですので、各会派の御意見も調整された立場として当然この委員会に臨んでいただいていると思っておりますので、当然のことながら委員会の結論は議会の結論にほぼイコールというふうには私は理解をさせていただきます。

ただ、それを現実的に運営するためには、会議規則なりその他関連する条例なり規則なり、さまざまな条例規則等の公式な変更がないと、あしたから通年にしますということには当然なりませんので、そういった意味

では、それが代表者会議での手続なのか、議会運営委員会での手続なのか、広報委員会での手続なのか、さまざまございますけれども、一定の結論が出た後にはその方向に向かって進められていくという共通認識は、ぜひお持ちいただければありがたいと思っております。

いずれにしても、2巡目の議論で皆さんのほうから活発な御意見がなければ、これ、結論の出しようがございませんので、そのほかに御意見、ございますでしょうか、通年議会のことにつきましては。

○委員（尾崎利一君） 私は、通年議会になぜする必要があるかという点でいうと、先ほど委員長もちょっと触れましたけれども、専決事項で議会が市長に委任しているものを除けば、基本的には市長の専決ではなくて議会がそこに参与して、議決によって執行するということになるわけですから、さまざまな市税条例の改正や予算なども専決処分されることありますけれども、そういうものを避けて議会がきちっと審議をすることができるというのが、一番大きなメリット、議会としては市民にかかわる重要な議案、審議すべき議案を執行前にきちっと処理できるという点で大事なことなんではないのかなというふうに思っています。

そういう点で、通年議会の枠組みをつくって出発点を築いていくということは必要なんじゃないかなというのが、私の意見です。

○委員（関田正民君） それを尾崎委員が今言うと、さっき和地さん言うように、いわゆる総合計画とかいろいろな介護保険だとか、すべてそういうことも議員が入って議論しなきゃいけないんですよ。果たしてそれができるかどうかですよ、正直な話。ただし、今の現状は、行政で立てたものを私たちが審査しています。それで、賛成、反対もできます。不満、不備はないと思うんですよ。

ただ今度はこれをやった場合、私たちは逃げられないんです、言葉悪いんですけど。じゃ、それだけの専門知識があるかどうかということです、実際に。そこまで考えて言わないと、私はこれ、判断できない。だから奥が深くて判断はできないちゅうことだろうと、そこなんです。責任を持たなきゃいけないと思うんです、常に。今も責任はあるけど、それとはまた違う意味でね。

○委員（尾崎利一君） 市長に委任しているものを除けば、基本的には後で報告、専決処分をやった次の議会に報告をされて、承認を受けるということになると思うので、必ず議会で審議はしているんですよね、専決しても。だから、その審議を議会がする力がないというのではなくて、時間がなくて議会が閉じているので審議ができないということが現に生まれて、そういう専決処分が行われているということは今あることなので、そこを避けるということを私は言ったんですね。

○委員長（中間建二君） では、取りまとめの方法なんですけれども、今引き続き検討や、また現状維持という御意見もございました中で、2巡目の議論ですので、結論を得ていきたいと思うんですが、非常にこの取りまとめが難しいんですけれども。

○委員（関野杜成君） この通年議会に関しては、先ほど和地委員も言ったとおり、例えばこの後にある、どれだって言われると例えば土日の夜間のだったりとか、あと市政モニターの制度とか、あと市民と議会が対話できる場の設置とか、いろいろ通年になった場合、開催中にそういったものも行っていくのかとか、そういう話にいろいろ、もし通年でやるというふうになった場合は決まったり、あとは一般質問の方法だったり、いろいろ出てくるんで、現状、まだ中身を話し合っていないところで一番大きな通年議会というものをやるか、やらないかというのは、現状の私のこの話し合いの中での段階では、やらなくてもできるんじゃないかということに落ちてしまいます。

ただし、いろいろとこの後やっていった中で、やはりこれは今の議会の方法じゃなく、通年のほうがいいん

じゃないかっていう問題が後々出てくる可能性もあるなというふうに踏んでるんで、イエスかノーかどっちか言えって言われると、正直、現状だとノーですけれども、まあやらなくてもいいのかなっていうふうには思いますが、この後話していったときに、もしかしたら必要じゃねえかって意見が変わる可能性があるということは、私は一応お伝えしておこうかなというふうに思ってます。

ですので、今ここの部分でやるという、（発言する者あり）そう、ここの部分、そうするとどっちなんだよという話になると思うので、できればこれは、ちょっと後に回したほうがいいんじゃないかなというふうには思いました。

○委員長（中間建二君） 今全体にもかかわることなので、もう一度、一通りの議論を経た後にという御意見でございました。

正副の考え方としては、メリットを強調した運用をということで提案させていただいておりますが、また皆様もぜひですね、それぞれ研さんされているものもあるかと思えますけれども、今回御購入した資料も全体的にこの議会改革の先進事例が網羅されておりますので、ぜひここをよく精査をしていただいた中で、やるべき、もしくは現状の改善、もしくは現状維持、こういう形で取りまとめができれば望ましいと思えますので、そのための資料購入でありますので、ちょっときょうの段階ではこの点についての活発な御意見というところまでもいきませんので、先ほどの関野委員の御指摘のとおり、この通年議会、定例会の回数と会期設定の件については、もう一度、議論する場を一通りの議論を終えた後に設けていくという形の中で、取りまとめをさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（中間建二君） これをもって平成24年第9回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 3時46分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二